

令和4年9月20日

公的土地評価（国税）  
鑑定評価員 各位

公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会  
公 的 土 地 評 価 委 員 会  
委 員 長 鈴 木 修  
（ 職 印 省 略 ）

## 令和5年分国税の鑑定評価における電子署名の一部実施について

### （お知らせ）

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、公的土地評価業務についてご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、公的土地評価委員会では、業務委員会と連携を図りつつ、前年度より、国税の鑑定評価業務における電子署名による鑑定評価書の提出について、国税庁と協議を行っております。

本年7月に公示された国税庁の「令和5年分鑑定評価員等及び土地評価精通者の公募」の説明書（※参照）には、「鑑定評価書を書面又は電磁的記録により作成する」等のことが明記されました。

本会では、国税庁の要請を受けて、前年度の国税の鑑定評価業務において、限定人（数）による小規模な電子署名の鑑定評価書提出の試行に協力し、本年度（令和5年分）においても、その規模を拡大のうえ実施することについて協力をを行う予定です。

令和5年分国税の鑑定評価における電子署名の鑑定評価書提出の試行については、現在国税庁において検討が行われているところであり、現時点で明示はできませんが、主幹等の役職者には試行に協力してもらうよう依頼がなされることが想定されます。また、依頼があった鑑定評価員以外の鑑定評価員であっても自発的に電子署名を希望する場合には対応可能となる見込みです。なお、電子署名による提出を希望しない鑑定評価員は、従来通りの鑑定評価書の提出となる見込みです。

本委員会といたしましては、電子署名による鑑定評価書の提出が円滑に行われるような体制を検討しております。

引き続き、業務委員会と連携しつつ、国税庁と協議を続けてまいりたいと存じますが、今回のご案内に際して、特にご留意いただきたい事項及び関連情報について、以下のとおりお知らせいたしますので、併せてよろしくご確認のほどお願い申し上げます。 謹白

- 1 国税庁からのご要請を踏まえ、電子署名に関する事項については、税務署への問い合わせはお控えいただき、契約した電子証明書発行業者へ問い合わせくださいようお願いいたします。

いたします。本件に関する情報については、随時更新してまいります。

2 電磁的記録とは、電子証明書付の電子署名を付与したPDFファイルのことを指します。

なお、国税庁においては、今後、電磁的記録による鑑定評価書の作成・提出を業務上の必須要件とすることを検討していると聞いていますが、その実施の可否や実施する場合の時期等については未定となっています。

3 業務委員会は、電子署名による鑑定評価書の交付について、鑑定業者及び不動産鑑定士が留意すべき点を「不動産鑑定評価書の電子化に関するQ&A」としてHP（一般・業務指針・Q&A等）で公開しています。

【URL】 <https://www.fudousan-kanteishi.or.jp/houreiguideline/gyoumushishin/>

※ 国税庁の「令和5年分鑑定評価員等及び土地評価精通者の公募の説明書」から関連部分抜粋。

(ニ) 鑑定評価書の作成 鑑定評価額等を記載した鑑定評価書を書面又は電磁的記録により作成する。

(ホ) 鑑定評価書の内容確認 別途指示する鑑定評価書確認書等により、作成した鑑定評価書の内容を確認する。

(ハ) 鑑定評価書等の提出 上記(ニ)で作成した鑑定評価書及び上記(ホ)の鑑定評価書確認書等（以下、(ハ)において「鑑定評価書等」という。）を提出する。なお、書面により鑑定評価書等を作成した場合は、その鑑定評価員を構成員とする鑑定評価員会議の主幹鑑定評価員へ提出する。

また、電磁的記録により鑑定評価書等を作成した場合の提出先は局資産評価官等から別途指示する。おって、電磁的記録により鑑定評価書等を提出する場合は、上記(ロ)の概報評価額調書の提出前までに主幹鑑定評価員へその旨申し出ること。

以上